

令和2年度 富山県奨学資金募集要項

(大学・短大・高等専門学校・専修学校専門課程対象)

学校への提出締切
5月15日(金)



令和2年4月に大学等へ進学した方は、直前の在 schools (例：令和2年3月に高校卒業の場合、卒業高校)に提出してください。ただし、高等専門学校で貸与を希望する場合は、在学する高等専門学校へ提出してください。

奨学資金（無利子）の貸付

高等専門学校

大学・短大

専修学校
専門課程

富山県では、経済的理由により修学に困難がある方に対して、修学上必要な資金を貸与することにより、有為な人材の育成を図ることを目的として、奨学生を募集します。

富山県奨学資金の貸与、返還その他については、富山県奨学資金貸与条例、同施行規則の規定に従って行います。

応募に当たっては、本書の内容をご理解のうえ必要書類を提出願います。

〔申請に関する注意事項〕

1. 富山県奨学資金は、**全額返済の必要があります**。(給付ではありません。) 貸与総額が100万円を超える場合もあるので、返還計画を十分検討の上、申請ください。
2. 現在、一般採用による貸与を受けている方は、**改めて申請する必要はありません**。
3. 令和2年4月に入学した方は、申請書類を**進学先ではなく出身学校に提出してください**。

■奨学金に関するお問合せ先■

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1-7
富山県教育委員会県立学校課 学事係
TEL 076-444-3448 FAX 076-444-4437

目 次

1. 貸与の概要	1
(1) 募集人数及び貸与月額	
(2) 貸与期間	
(3) 貸与方法	
(4) 他の奨学金との併用について	
2. 申し込みできる方	2
3. 申請手続について	2
(1) 提出書類	
(2) 提出先	
(3) 提出期限	
(4) 保証人について	
(5) 選考結果の通知	
4. 貸与の取り消し・停止について	3
(1) 貸与の取り消し	
(2) 貸与の停止	
5. 返還について	3
(1) 返還方法について	
(2) 返還の猶予	
6. 必要書類について	
提出書類① 収入の必要書類一覧	4
提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書	5
提出書類③ 令和2年4月に入学した者の場合、本人の在学証明書	5
提出書類④ 奨学資金貸与申請書	6
申請書類様式	
奨学資金貸与申請書（記入例）	7
奨学資金貸与申請書	9
(参考)	
申請書類チェックリスト・奨学金のスケジュール予定	11

1. 貸与の概要

(1) 募集人数及び貸与月額

学校種別	募集人数 ※1	国公立・ 私立区分	通学区分 ※2	貸与月額（円）※2					
				1年生 (R2 入学)	2年生 (H31 入学)	3年生 (H30 入学)	4年生 (H29 入学)	5年生 (H28 入学)	6年生 (H27 入学)
高等専門学校	10名	なし	なし	18,000円			44,000円		
大学・短大	65名		自宅	45,000円					
			自宅外	51,000円					
専修学校専門課程	20名		なし	44,000円					

※1 応募状況等により、採用決定人数は募集人数から若干変更することがあります。

※2 貸与の途中で通学区分が変更となった場合、貸与月額も変更となります。

(2) 貸与期間

令和2年4月から卒業するまでの修業年限期間です。

(3) 貸与方法

原則として、毎月、本人名義の口座へ振り込みます。

※年度始め・年度末は、それぞれ2ヶ月分を一括して振込します。

また、採用後の初回のみ、令和2年4月～支払月までの奨学金をまとめて振込します。

(4) 他の奨学金との併用について

併用できるものとできないものがあります。（下記参照）

なお、併用不可のものについても、同時に出願し、決定後どちらか選ぶことは可能です。

同時に利用できないもの

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・他団体が実施する貸与型奨学金
- ・日本学生支援機構学資貸与金
(大学・短大のみ特例で併用を認める場合があります※)

同時に利用できるもの

- ・授業料減免
- ・他団体が実施する給付型奨学金
- ・学資ローン など

○学生支援機構学資貸与金について

- ・申請書で、日本学生支援機構学資貸与金の出願（貸与決定）の有無を必ず選択してください。（虚偽の申請をした場合、貸与を取り消します。）
- ・同機構の学資貸与金出願・決定の状況については、同機構や在学期間に照会することがありますので、あらかじめご了承ください。

※併用貸与を認める場合について（大学・短大のみ）

- ①学業成績が優れている（評定 4.0 以上）
- ②世帯の収入が非常に少ない
- ③以下のいずれかに該当
 - ・母（父）子世帯
 - ・保護者が長期療養者あるいは障害者
 - ・災害等の被害を受けた世帯



①～③のすべてを満たし、かつ、学生支援機構の第一種学資貸与金のみ採用されている者については、本人の希望により、併用貸与を認める場合があります。（若干名のみ）

2. 申し込みできる方

以下の全てに該当し、在学学校または出身学校が推薦する方です。

- (1) 保護者等（親権者、後見人その他これらに準ずる者）が富山県内に居住していること。
(2) 学業成績が下記の値以上であること。

区分	新入生	在学生（2学年以上）
高等専門学校	出身学校の最終学年の全履修教科の平均値が3.0以上	在学校の第1学年から貸与申請時までの成績の平均値が3.0以上
専修学校専門課程	出身学校の全学年における全履修教科の平均値が3.0以上	在学校の第1学年から貸与申請時までの成績の平均値が3.0以上
大学・短大	出身学校の全学年における全履修教科の平均値が3.5以上	在学校の第1学年から貸与申請時までの成績の平均値が3.5以上

- (3) 経済的理由により、修学が困難であること。

【収入基準の目安】

以下はあくまでも目安であり、家族構成や特別な事情により、限度額は増減します。なお、子が3人以上いる世帯の場合、家計基準が緩和されます。

区分	収入の目安
4人世帯（子が2人） 主たる生計維持者が1人の場合	865万円

3. 申請手続について

(1) 提出書類

下記の書類の作成・添付が必要です。（詳しくは4頁以降をご覧ください。）

- ① 就学者を除く世帯全員の収入額を証明する書類
- ② （該当者のみ）特別な家庭事情に関する証明書（兄弟姉妹の在学証明書等）
- ③ （令和2年4月に入学した者のみ）令和2年4月以降に発行された在学証明書
- ④ 奨学資金貸与申請書

※提出前に、必ず巻末チェックリストで内容を確認ください。

(2) 提出先

申請者の在学状況によって提出先が異なりますので、下表に従い提出ください。
（提出先で推薦書が作成され、富山県教育委員会へ送付されます。）

	令和2年4月の 新入生・編入生	在学生（2年生以上）
高等専門学校	在学学校	
大学・短大・ 専修学校専門課程	直前に在学していた学校※ （高等学校等）	在学学校

※卒業後年月が経過している方も、直前に在学していた学校に提出してください。

(3) 提出期限

令和2年5月15日（金）までに上記の区分に応じた学校へ提出してください。

(4) 保証人について

- ・申請には、保証人が必ず2名必要です。

○独立の生計を営む方であって、保護者等1名、申請者と生計を別にする方1名の計2名。
なお、返済が長期にわたるため、申請時において60歳程度未満の方が望ましいです。
○以下の方は、保証人として認められません。
無職（保護者等が無職の場合はご相談ください）、未成年、成年被後見人及び被保佐人

- ・保証人として適するか不明な場合は、県立学校課までお問合せください。
なお、採用後に提出していただく誓約書には、保証人の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。あらかじめ了承を得ておいてください。

(5) 選考結果の通知

- ・選考結果は、在學校を通じて書面にてお知らせします。（令和2年7月中の予定です。）
- ・採用者には、決定通知書と併せて誓約書等を送付しますので、保証人2名の印を押して記入し、期限までに在學校へ提出してください。

4. 貸与の取り消し・停止について

(1) 貸与の取り消し…貸与は終了となり、返還の手続に入ります。

- ① 貸与を辞退したとき又は退学したとき。
- ② 死亡したとき又は心身の故障により修学を継続する見込みがなくなったとき。
- ③ その他貸与が適当でない認められるとき。

(2) 貸与の停止…該当する事由がなくなるまで、貸与を停止します。

- ① 休学・停学したとき：復学するまで
- ② 同一学年を再履修するとき：進級を確認できるまで

※毎年度末、退学や休学、停学など貸与の取り消しや停止に該当する事由があるか確認するため、在學校に学業成績証明書の提出を依頼します。

5. 返還について

富山県奨学資金は、貸与を受けた全額を返還の必要があります。

(1) 返還方法について

貸与終了（卒業又は貸与取消）時に、借用証書を作成し、返還計画を決めます。

返還期間	貸与終了から6ヶ月の据置期間を置いた後、 <u>10年以内</u>
返還方法	年賦または半年賦（年1回または2回払い。月賦はありません。）
利 息	<u>利息はありません。</u> ただし、納入期限に遅れた場合、年7.3%の延滞利息が加算されます。

(2) 返還の猶予

次の場合、申請によって返還の猶予を受けることができます。（免除ではありません。）

- ① 貸与終了後、大学その他教育機関に入学するとき。
- ② 災害、病気、負傷その他やむを得ない事由があると認められたとき。

※「経済的に返還が困難」という理由による返還猶予は認めていません。

6. 必要書類について

提出書類① 収入の必要書類一覧

- ・現時点から1年間の収入見込により審査を行います。通常は2019年中の収入を準用しますが、2019年1月から現在までに転・退職している場合は、今後1年間の収入見込がわかるものを提出してください。
- ・生計を一にするすべての世帯員（就学者除く）について、収入を証明する書類が必要です。

必要な書類 収入の種類	① 源泉徴収票のコピー	② 給与見込証明書の原本又は給与明細（直近3か月分）コピー	③ 所得証明書の原本	④ 所得税確定申告書のコピー	⑤ 公的年金源泉徴収票のコピー又は年金振込（支払）通知書コピー	⑥ 雇用保険受給資格者証のコピー	⑦ 無職無収入の申出書
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <表中マーク一覧> ○…必ず提出 △…手元があれば提出 ▲…どちらか提出 </div>						
給与所得者（パート・アルバイト含む）							
平成30年12月以前から勤務継続中	○			△			
平成31年1月以降に就職・転職		○		△			
令和2年1月以降に年収が激変した	○	○		△			
自営業者等							
自営業、農業等を営んでいる				○			
その他の所得者・雑所得者							
年金・恩給を受給している				△	○		
上記に該当しない無収入者（専業主婦（主夫）も含む）							
平成31年1月以前から無収入である			○				
令和2年1月以降に退職し現在無収入				△		▲	▲

【各証明書類について】

書類の名前	発行元	該当期間	備考
① 源泉徴収票	勤務先	2019年分	勤務先で令和2年1月に発行されたもの
② -1 給与見込証明書	勤務先	令和2年分	勤務先で作成してもらうこと（賞与含む額）
② -2 給与明細	勤務先	直近3ヶ月分	賞与の有無を余白に記入すること
③ 所得証明書	市町村	2019年分	発行手続等はお住まいの市町村にお問合せください
④ 確定申告書	（税務署）	2019年分	控の写しを 第一・二表とも提出 。税務署受付済と確認できること（電子申請の場合除く）
⑤-1 公的年金源泉徴収票	年金機構等	2019年分	源泉徴収票がない場合は再発行してもらうか、振込通知書（表裏）の写しに1年間の支給回数を明記したものを添付
⑤-2 年金振込通知書		直近のもの	
⑥ 雇用保険受給資格者証	ハロワーク	直近	離職日がわかるようコピーすること
⑦ 無職無収入申出書	-	無職無収入の期間	⑥がない場合に提出（様式自由。現在、無職無収入である方自身が記入・押印ください。）

※ 世帯状況によっては、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

※ 小さな書類については、紛失防止のためA4版の台紙に貼るなどして提出願います。

提出書類② 特別な家庭事情に関する証明書

下記にあてはまる場合、必要書類を提出することで、収入の特別控除を受けることができます。

収入形態・家庭事情	提出が必要な書類
母子・父子世帯	以下のうち、 <u>いずれか一つ</u> を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票のコピー (「寡婦(夫)」欄に印のついたもの) ・児童扶養手当証書のコピー ・児童扶養手当認定通知書コピー ・ひとり親家庭等医療費受給資格者証のコピー
就学者のいる世帯	令和2年4月以降に発行された在学証明書を添付してください。 ※小・中学生については不要です。
障害のある方がいる世帯	以下のうち <u>いずれか一つ</u> を添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳のコピー ・療育手帳のコピー ・精神障害者保健福祉手帳のコピー (氏名と等級が判るようにコピーしてください。)
主たる家計支持者が別居している世帯 (単身赴任など)	赴任先の1ヶ月分の家賃・光熱水費(電気・ガス・水道料金)の支出額を証明する書類・領収書の写し(自己負担分のみ)
長期に療養を要する方(※)のいる世帯 (※申込時において、6ヶ月以上にわたる期間、療養中または療養を必要と認められる方)	以下の <u>両方</u> の書類を添付してください。 ①診断書(医師発行) <ul style="list-style-type: none"> ・診断書には以下の項目が記載されていること ア 長期療養者氏名 イ 病名 ウ 療養開始年月 エ 今後の療養期間の見通し ②療養に関わる支出を証明するもの (入院・通院費の領収書の写しなど、申込時において1年以内に発行されたもの。 高額療養費や公費助成制度の対象となる場合、最終的な自己負担額が判るものを添付すること)
火災・風水害などの被害を受けた世帯	以下の両方の書類を添付してください。 ①消防署又は市区町村役場の発行する「り災証明書」 ②被災金額を記した書類・領収書の写し
盗難の被害を受けた世帯	警察署の発行する「盗難届出証明書」

提出書類③ 令和2年4月に入学した者の場合、本人の在学証明書

大学・短大・専修学校専門課程の新入生は、出身学校で推薦書を作成するので、進学先での在学を確認するため、令和2年4月以降に発行された在学証明書を添付してください。(高等専門学校については不要です。)

提出書類④ 奨学資金貸与申請書

右頁からの記入例と、下記の注意事項をよく読んで作成してください。

主な項目	注意事項
①申請事項	貸与額・貸与期間を記載します。 ◆貸与額 …募集要項1頁から当てはまる区分の額を転記 ◆貸与期間…令和2年4月～卒業見込月を記載
②保護者等	親権者、後見人その他これらに準ずる方を記載。(通常は主たる家計支持者)
③生計を一にする家族及びその収入状況	同居・別居を問わず、 <u>本人と生計が同じ方全員</u> を記入します。 (単身赴任や就学のため別居している場合も、生計が同一なら記入します。)
④就学者を除く家族	世帯の中で、 <u>就学者でない方</u> を記入。(未就学児もこちらに記入します。) ◆所得の種類…給与・事業所得・年金等。(無収入の場合「なし」)。 ◆年間収入見込金額(税込み)…源泉徴収票や給料明細を参考に、今後1年間の <u>収入見込額(税込み)</u> を記入。 【金額の記載方法】 ア 給与所得(サラリーマン等) ……総収入金額(給与所得控除前の金額) ・H30年12月以前から同じ職場に勤めている ⇒ 源泉徴収票の「支払金額」欄の額を転記する ・最近転職、またはパート・アルバイト ⇒ 直近の給料明細額を1.2倍。賞与の有無も記載 イ 事業所得(自営等) ……総収入金額－必要経費(確定申告の「所得金額」) ※必要経費とは次のようなものをいいます。 ・商業、工業、林業又は水産業の場合…売上原価、通信費、運搬費、雇入費、減価償却費等 ・農業の場合…肥料、種苗、飼料又は動力機の燃料の購入費等 ウ その他の収入(年金等) …年間の収入見込額 ※その他の収入とは、年金、恩給、家賃、地代または内職等をいいます。
	⑤就学者
④主たる家計支持者 ・別居中の者	主たる家計維持者：Ⓐ 別居中の者：Ⓑを氏名の右に記載ください。
⑤家庭区分	母(父)家庭、障害者家庭、一般家庭のいずれかを囲んでください。

※ 申請書は両面印刷です。片面2枚となった場合、校長印で割印してもらってください。

※ 提出前には、11頁のチェックリストで最終確認をしてください。

※ 誤って記入した場合は、二重線を引き、その部分の記入者の訂正印を押印してください。

訂正印の例 4月

令和2年 4月 3日